

長妻昭（民主党議員）の国会での法案説明

2006年4月28日

【衆院本会議】耐震偽装問題を受けた民主党の対案法 本会議場で説明

～政府案には、盛り込まれていない建物の安全を確保する三本の太い柱～

本日、ながつま昭は、衆議院本会議場で、耐震偽装問題を受けて、民主党が策定した法案を説明した。政府案を説明する北側大臣を横に登壇。建物の安全を確保する三本の柱を中心に説明した。三本の柱は「設計・施工の分離」「保険加入の促進」「建築確認済み証は行政が発行」。どれも政府案には欠けている。

民主党はあくまで居住者などの立場に立つ制度を提案した一方、政府はこの期におよんでも役所・業界の立場に立った制度の取り繕い案を提出している。民主党案と政府案は、生活者側の論理か、供給者側の論理か、立ち位置が180度異なる。

多くの皆様から頂いた貴重なご意見を参考に対案を作成いたしました。本当にありがとうございます。成立に向けて全力で取り組みます。詳細は下記の演説原稿をお読み下さい。

【演説原稿】

私は、民主党・無所属クラブ提出の、ただいま議題となりました「居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」につきまして、提案者を代表して、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

一生に一度の何千万円もする、人生の希望を託した、買い物。このマンションが耐震偽装の発覚により、一夜にして価値がゼロになってしまう。絶望のどん底に突き落とされた多くの被害者が眠れぬ夜を過ごしています。

姉歯物件以外でも耐震性を満たさない建物が、全国各地で次々に見つかっています。

私たちの法案は、居住者、利用者、購入者などの立場に立って、安全な建物を支える、政府案には無い、三本の太い柱を用意致しました。

まず、1本目の柱は、「設計・施工分離の促進」です。

姉歯・元一級建築士は、国会の証人喚問で、偽装のきっかけとして、建設会社から厳しいコスト圧力があつた旨の証言をしました。現在、構造設計士を含む、一級建築士の多くの方々が、ゼネコンや建設会社、デベロッパー等の下請け的、隷属的立場に置かれています。

本来、建築士は、良心に従って、法令に合致した設計をすると同時に、工事監理者として、建設現場で、建設会社の現場監督を指導する立場で、手抜きや手抜きが無いか、厳しくチェックし、防止する役割を担っています。

しかし、立場の弱い建築士が、設計段階で、厳しいコストダウンの要求を繰り返し突きつけられた場合、本来のあるべき安全な設計が本当にできるのでしょうか。

また、建築士が建設現場で厳しいチェックをすることは、コストアップ要因につながり、立場の弱い建築士が現場で工事監理を徹底できないという事情があることも事実です。

設計が施工の下請けになっていては、チェック機能が働くはずもありません。

設計と施工を分離し、厳しいチェックを実現するには、建築士の地位と独立性を高めていくことが重要です。

民主党案では、**すべての建築士を建築士の会にご加入頂き、自治組織として運営を図り、独立性を向上させます。**その中で、建築士同士の情報交換を蜜にし、構造をはじめとした専門建築士養成のための研修などを充実させて参ります。

実際に、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、司法書士等にも全員に加入義務のある自治組織が

あります。

また現在、建築士の資格を持っていない、建設会社やデベロッパー関係者が建築士事務所を開設し、資本金を拠出して、株式会社として、建築士を雇うケースが多くみられます。

民主党案では、**建築士事務所の開設者を建築士に限定し、株式会社とは異なる建築士法人制度を新設し独立性を高めます。**同時に建築士に無限責任を負わせるなど責任も強めて参ります。

2本目の柱は、保険加入の促進です。

現在、住宅の10年間の瑕疵担保責任を保障するための保険がありますが、加入しているのは平成16年度、新築一戸建ての28.4%、マンションに至っては新築のたった1.1%にすぎません。売主が倒産しても保証される保険の普及が不可欠です。

民主党案では、すべての一戸建て及びマンション販売の広告に、その住宅が保険に加入しているか否かを表示させることを義務付けています。

保険に加入していない場合でも加入していないことの表示を義務付け、文字の大きさや体裁も規定し、違反には罰則を課します。

これによって消費者が保険加入の有無を明確に知ることができると同時に、保険に加入できない物件は売れ行きに影響が出ることとなり、保険加入の促進が期待できます。保険に加入する際には建物が保険会社の査定を受けることとなり、多角的なチェックがなされます。

また保険が普及すれば、売主が支払う保険料は、より安全な建物に関しては、より安くなります。逆に手抜きすればするほど、保険料が上がる可能性が高まり、手抜きは、経済的にも割りに合わない行為となります。

3本目の柱は、建築確認の確認済み証は、民間確認検査機関の物件であっても、

最終的には特定行政庁が発行するというものです。

官から民への流れの中で、責任までもルール無く民間に丸投げしたつげを「ザル検査」として今、私たちは払わされているのです。

民主党案では、特定行政庁に苦情や内部告発の窓口の設置を求め、民間確認検査機関が手がけた物件でも、不審情報が寄せられたものや不自然に早すぎる建築確認に関しては、特定行政庁が済み証発行をストップさせることが出来ます。

車検でも民間が検査しますが、合格証である、自動車検査証は、行政が発行しています。

さらに、建築主事登録に設計や現場監督経験を要件とすること。すべての建物に中間検査と完成2年後検査を義務付けること。罰則の強化。一定規模以上の建物の建築確認に専門家同士による相互チェック、ピアチェックの体制も整備します。

民主党案は、法案名にもあるようにあくまでも居住者、利用者、購入者の立場に立ち、役所や業界に厳しくても、安全な住宅を確保する制度です。

しかし、政府案はこの期に及んでも、あくまでも役所や業界の立場に立ち、あまり厳しくない、従来の制度を取り繕った、びぼう策にすぎません。

政府案と民主党案とは、提供者側に立つか、生活者側に立つか、どの立場から制度を組み立てるのか、この立ち位置が180度異なるものです。

役所や業界に差し障りが無い政府案は、国民の皆様にとっては大いに差し障りがあります。居住者の安全を二の次にしているといわざるを得ません。

政府はザル検査を放置した責任ばかりか、再発防止の責任までも放棄しています。

お集まりの議員各位の良心に訴え、何卒、成立させて頂くことを切にお願い申し上げ、私の趣旨説明を終わります。ご静聴ありがとうございました。

第164回国会衆法における建築士法改正案

(第164回国会(だい164かいこっかい)は、2006年1月20日に召集された国会の常会である。会期は延長されず、6月18日までの150日間。)

議案名「居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」の審議経過情報／項目内容議案種類：衆法議案提出回次164議案番号22議案／件名：居住者利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案／議案提出者：長妻昭君外四名

衆議院予備審査議案受理年月日／衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会・衆議院議案受理年月日：平成18年4月27日／衆議院付託年月日：衆議院付託委員会平成18年4月28日／国土交通衆議院審査終了年月日・衆議院審査結果：平成18年5月24日否決／衆議院審議終了年月日・衆議院審議結果：平成18年5月25日否決

参議院予備審査議案受理年月日：平成18年4月28日／参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会／参議院議案受理年月日／参議院付託年月日／参議院付託委員会／参議院審査終了年月日／参議院審査結果／参議院審議終了年月日／参議院審議結果／公布年月日／法律番号／

第二 建築士法の一部改正（第一次改正）

一 使命及び職責

- 1 建築士は、建築物の設計及び工事監理の知識技能の豊かな専門家として、**独立した立場において、工事の実施を行う建設業者との適切な役割分担を踏まえて**、建築物の災害等に対する安全の確保及び質の向上を図り、もって個人の生命財産の保護と社会公共福祉の増進に寄与することを使命とするものとする。 (第二条の二関係)
- 2 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。 (第二条の三関係)

二 建築士免許の絶対的欠格事由の拡充等

禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者等を絶対的欠格事由に追加するものとする。また、建築士の免許を取り消された者が免許を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。 (第七条関係)

三 建築士の免許及び試験に関する規定の見直し

- 1 建築士が死亡したとき等においては、その相続人等は、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第八条の二関係)
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき等の場合においては、当該建築士の免許を取り消さなければならないものとする。また、国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消したとき

は、その旨を公告しなければならないものとする。 (第九条関係)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士に対し、懲戒等の処分をしたときは、その旨を公告しなければならないものとする。 (第十条第五項関係)

4 国土交通大臣又は都道府県知事は不正の手段によつて建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受けることを禁止することができること等とすること。 (第十三条の二関係)

四 建築士の業務の適正化

1 建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならないものとする。 (第二十条第二項関係)

2 建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならないものとする。 (第二十一条の二関係)

3 建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他の建築物の建築に関する法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならないものとする。 (第二十一条の三関係)

4 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないものとする。 (第二十一条の四関係)

五 建築士事務所の登録拒否事由の拡充

建築士事務所について登録を取り消された者が登録を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。また、建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者等を絶対的登録拒否事由に追加するものとする。 (第二十三条の四関係)

(第二十三条の四関係)

六 建築士事務所の業務の適正化

1 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならないものとする。 (第二十三条の六関係)

2 都道府県知事が一般の閲覧に供しなければならない書類に1の設計等の業務に関する報告書等を追加するものとする。 (第二十三条の九関係)

3 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならないものとする。 (第二十四条の二関係)

4 都道府県知事は、建築士事務所の開設者に対し、当該建築士事務所の登録の取消し等の処分をしたときは、その旨を公告しなければならないものとする。 (第二十六条第四項関係)

(第二十六条第四項関係)

七 罰則の強化

1 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに証明書を交付した建築士、

非建築士等に自己の名義を利用させた建築士等は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第三十五条関係)

(第三十五条関係)

2 その他罰則に関し所要の改正を行うものとする。

八 その他所要の改正を行うものとする。

第三 建築士法の一部改正（第二次改正）

一 建築士となる資格

- 1 建築士の試験に合格した者及び外国の建築士免許を受けた者で国土交通大臣等が認めたものは、建築士となる資格を有する者とする。 （第二条の四関係）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者、六の2により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者等は建築士となる資格を有しないものとする。 （第二条の五関係）

二 登録

- 1 建築士となる資格を有する者が、建築士となるには、建築士名簿に、住所、氏名その他日本建築士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならないものとする。

また、建築士名簿は日本建築士連合会に備え、建築士名簿の登録は日本建築士連合会が行うものとする。 （第十七条の二関係）
- 2 1による登録を受けようとする者は、建築士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本建築士連合会に対し、建築士会を経由して、登録の申請をしなければならないものとする。 （第十七条の三第一項関係）
- 3 日本建築士連合会は、2の登録の申請を受けた場合において、当該申請者が建築士となる資格を有し、かつ、建築士の職責に照らし建築士としての適格性を欠く者等でない者であると認めるときは建築士名簿に登録し、当該申請者が建築士となる資格を有せず、又は欠格事由に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならないものとする。 （第十七条の三第二項関係）
- 4 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならないものとする。 （第十七条の六関係）
- 5 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が欠格事由に該当することとなつた場合には、その登録を抹消しなければならないものとする。 （第十七条の七第一項関係）
- 6 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が引き続き二年以上建築士の業務を行わない等の場合には、その登録を抹消することができるものとする。 （第十七条の七第二項関係）

三 建築士事務所

- 1 建築士は、その業務を行うための事務所を設けなければならないものとする。ただし、使用人である建築士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならないものとする。 （第二十三条関係）
- 2 建築士事務所の登録制度を廃止するものとする。 （第二十三条の二から第二十三条の十までの規定を削る改正規定及び第二十六条を改める改正規定関係）

四 建築士の義務

- 1 建築士は、正当な事由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。建築士でなくなつた後も、また同様とするものとする。 （第二十六条関係）
- 2 建築士は、所属建築士会及び日本建築士連合会の会則を守らなければならないものと

すること。

(第二十七条関係)

五 建築士法人

- 1 建築士は、設計、工事監理その他の業務を行うことを目的とする法人（以下「建築士法人」という。）を設立することができるものとする。 (第二十七条の二関係)
- 2 建築士法人は、その名称中に一級建築士法人、二級建築士法人又は木造建築士法人という文字を使用しなければならないものとする。 (第二十七条の三関係)
- 3 建築士法人の社員は、建築士でなければならないものとする。 (第二十七条の四第一項及び第二項関係)
- 4 六の2により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者等は、社員となることができないものとする。 (第二十七条の四第三項関係)
- 5 建築士法人は、設計、工事監理その他の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき建築士が行うことができるものとして国土交通省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとする。 (第二十七条の五関係)
- 6 建築士法人を設立するには、定款を定めなければならないものとする。また、建築士法人は、設立の登記をすることによつて成立するものとする。 (第二十七条の七及び第二十七条の八関係)
- 7 建築士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、その旨を所属建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならないものとする。 (第二十七条の九関係)
- 8 建築士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。また、建築士法人の業務を執行する社員は、各自建築士法人を代表するものとする。 (第二十七条の十一及び第二十七条の十二関係)
- 9 建築士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずるものとする。 (第二十七条の十四関係)
- 10 建築士法人は、他の建築士法人との合併等の理由によつて解散するものとする。 (第二十七条の二十関係)
- 11 建築士法人は、総社員の同意があるときは、他の建築士法人と合併することができるものとする。 (第二十七条の二十四関係)

六 監督

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員又は吏員に建築士又は建築士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができるものとする。 (第二十七条の二十八関係)
- 2 建築士が、この法律若しくはこれに基づく命令その他国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき又は建築士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該建築士に対し、戒告、一年以内の業務の停止、又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。 (第二十七条の三十関係)
- 3 建築士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、都道府県知事は、当該建築士法人に対し、戒告、一年以内の業務の停止又は解散の処分をすることができるものとする。

と。

(第二十七条の三十関係)

七 建築士会

- 1 建築士会は、建築士及び建築士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、建築士及び建築士法人の事務の改善進歩を図るため、建築士及び建築士法人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものとする。また、建築士会は法人とするものとする。 (第二十七条の三十三関係)
- 2 建築士は、都道府県の区域ごとに、一個の建築士会を設立しなければならないものとする。 (第二十七条の三十四関係)
- 3 建築士会は、都道府県知事の認可を受けて、会則を定めなければならないものとする。 (第二十七条の三十五関係)
- 4 建築士会は、その所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする。 (第二十七条の三十六関係)
- 5 建築士は、二の3による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている建築士会の会員となるものとする。また、建築士は、二の6により登録を抹消されたとき等には、その時に、当然、その所属建築士会を退会するものとする。 (第二十七条の三十八関係)
- 6 建築士法人は、その成立の時に、建築士会の会員となるものとする。また、建築士法人は、その建築士事務所の移転又は廃止により、所属建築士会の地域内に建築士事務所を有しないこととなつたときは、当該建築士会を退会するものとするものとする。 (第二十七条の三十九関係)
- 7 建築士会は、毎年定期総会を開かなければならないものとする。また、建築士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができるものとする。 (第二十七条の四十関係)
- 8 建築士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣又は都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第二十七条の四十七関係)
- 9 建築士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 (第二十七条の四十八関係)

八 日本建築士連合会

- 1 全国の建築士会は、日本建築士連合会を設立しなければならないものとする。 (第二十七条の四十九第一項関係)
- 2 日本建築士連合会は、建築士及び建築士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、建築士及び建築士法人の事務の改善進歩を図るため、建築士、建築士法人及び建築士会の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものとする。また、日本建築士連合会は、法人とするものとする。 (第二十七条の四十九第二項及び第三項関係)
- 3 日本建築士連合会は、国土交通大臣の認可を受けて、会則を定めなければならないものとする。 (第二十七条の五十関係)
- 4 建築士、建築士法人及び建築士会は、当然、日本建築士連合会の会員となるものとする。 (第二十七条の五十一関係)

5 日本建築士連合会に、資格審査会を置くものとする。また、資格審査会は、日本建築士連合会の請求により、二の3による登録の拒否、二の4による登録の取消し又は二の6による登録の抹消について必要な審査を行うものとするものとする。

(第二十七条の五十四関係)

6 都道府県知事は建築士会につき、国土交通大臣は日本建築士連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行う業務について勧告することができるものとする。

(第三十四条の二の二関係)

九 罰則

所要の規定を設けるものとする。

以 上